

バイオテクノロジー応用食品の
マーク表示ガイドラインの改正の趣旨について

バイオテクノロジー応用食品のマーク表示ガイドライン(平成13年12月1日より実施。以下「ガイドライン」という。)の規定により、遺伝子組換え食品やクローン牛等のバイオテクノロジー応用食品について、東京都独自のマークを付すことにより、より一層消費者の商品選択に資するよう、その普及に努めているところです。

現行のガイドラインでは、「主な原材料」が遺伝子組換えでない場合は、商品に「非組換え」である旨のマークを添付できると解釈できます。

ところが、使用されている全ての原材料について、「非組換え」である場合以外で商品に「非組換え」マークを付すことは、優良誤認の恐れもあるため、規定の整備を図りました。